

天塩町社会教育会館利活用希望者募集要項

1. 目的

天塩町では、次の社会教育会館について、売却によって有効活用を図るため、利活用希望を募集します。

2. 社会教育会館名及び所在地等

物件 No.	社会教育会館名称	所在地 (㎡)	
		建 物	
1	川口地区社会教育会館	天塩町字川口 208 番地の 3 (13,256 ㎡)	
		校舎：昭和 39 年築、RC 造・木造、延床面積 441.6 ㎡ 体育館：昭和 39 年築、鉄骨造、面積 159 ㎡ 旧教員住宅：3 棟	
2	北産士地区社会教育会館	天塩町字ウブシ 5524 番地の 1 (18,860 ㎡)	
		校舎：昭和 45 年築、RC 造、延床面積 523.9 ㎡ 体育館：昭和 45 年築、鉄骨造、面積 159 ㎡ 旧教員住宅：5 棟	
3	円山地区社会教育会館	天塩町字オヌプナイ 171 番地 (5,117 ㎡)	
		校舎：昭和 45 年築、RC 造・木造、延床面積 550.9 ㎡ 体育館：昭和 45 年築、鉄骨造、面積 159 ㎡ 旧教員住宅：2 棟	
4	泉源地区社会教育会館	天塩町字オヌプナイ 3620 番地の 2 (10,642 ㎡)	
		校舎：昭和 57 年築、RC 造、延床面積 471.6 ㎡ 体育館：昭和 57 年築、鉄骨造、面積 177.1 ㎡ 旧教員住宅：2 棟	
5	幌萌地区社会教育会館	天塩町字タツネウシ 3419 番地 (7,482 ㎡)	
		校舎：昭和 49 年築、RC 造・木造、延床面積 328 ㎡ 体育館：無 旧教員住宅：3 棟	

3. 応募資格

個人又は法人とし、以下の条件に該当しない者。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する町の職員。
- (2) 法人等の役員等が暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者。
- (3) 成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていな

い者。

- (4) 国税及び地方税等を滞納している者。
- (5) 宗教活動、政治活動に利用する目的の者。

4. 募集スケジュール

(1) 申込書の提出

社会教育会館の利活用を希望する方は、天塩町社会教育会館利活用希望申込書（様式1）（以下「申込書」という。）を提出してください。

(2) 申込書の交付

申込書は土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間、天塩町教育委員会 生涯学習係において交付します。

また天塩町ホームページからもダウンロードできます。

(3) 申込書の受付

- ①受付期間：毎月末日※土・日・祝日を除く。
- ②受付時間：午前9時から午後5時
- ③受付場所：天塩町教育委員会 生涯学習係

(4) 提出書類

- ①天塩町社会教育会館利活用希望申込書（様式1）

(5) 添付資料

- ①利活用希望者概要書（様式2）※任意様式可
- ②予定する利活用の計画書（様式3）※任意様式可
- ③申請者の最新1カ年分の納税証明書

※該当するすべての国税及び地方税について未納がないことを証明する書類

国税	法人税、消費税及び地方消費税、所得税
都道府県税	法人都道府県民税、法人事業税、都道府県民税
市区町村税	法人市区町村民税、市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税

- ④確認書（様式4）

- ⑤その他利活用の説明等に必要書類がある場合には参考資料（任意）

(6) 受付方法

申込書に必要事項を記入・押印のうえ、添付資料を添えて持参してください。

(7) 施設見学

募集期間中、見学を希望する日の事前に、電話にてご連絡ください。

(8) 応募に関する留意事項

- ①提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担となります。
- ②提出書類の返却はしませんので、必要に応じて、写しを保管してください。
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

④応募後に辞退する場合には、電話連絡のうえ、辞退届（様式5）を提出してください。

5. 募集の内容について

今回の募集は、天塩町社会教育会館の利活用を希望する個人や法人から相談をお受けするものです。応募のあった利活用希望内容等を当教育委員会及び天塩町で検討のうえ、売却を前提に手続きを進めていきます。

以下、売却をする際の条件等について記載します。具体的な進め方は売却の具体的な方針が決まった段階で公表します。

(1) 売却方法

一般競争入札により行います。但し、町内在住者及び町内法人を優先とする場合があります。

(2) 譲渡条件

①公序良俗に反しないこと。

②売却にあたっては、価格設定等の準備を整えたうえで売却ができる状態にしてから行います。

③土地は公募面積による現状渡しといたします。そのため、公募面積と実測面積との間に差異が生じた場合でも異議申し立て等は受け付けませんので、ご承知ください。また、町は新たな境界明示・確認・立会・測量等を実施しません。境界に係る手続き及び費用等は買受者の負担となります。

④建物の状態については現状渡しとなります。

⑤建物は表題登記されていないため、表題登記が必要な場合は、買受者の負担で行ってください。

⑥契約締結後に、当該社会教育会館に隠れた瑕疵を発見したとしても、買受者は売買代金の返還若しくは損害賠償の請求を求めることはできません。

⑦施設の整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等の法令を遵守するとともに、その他必要な法令、条例等の手続きを行ってください。

(3) 契約の締結等

①売買代金が完納されたときに所有権が移転し、天塩町が土地の所有権移転登記を行います。

②売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

6. 問い合わせ先

天塩町教育委員会 生涯学習係

Tel 01632-2-1026

FAX 01632-2-2464

e-mail syougai@teshiotown.com